

## 旭川市農業センター運営懇話会開催要綱

### (趣旨)

第1条 本市農業の振興を効果的に推進するとともに、都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的な農業支援拠点として設置した旭川市農業センター（以下「センター」という。）の運営を円滑に推進するため、旭川市農業センター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

### (職務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項についての意見交換等を行う。

- (1) 農業技術開発や情報収集など農業の生産振興に関すること。
- (2) 市民と農業の交流に関すること。
- (3) その他センターの事業に関すること。

### (参加者)

第3条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 農業関係者
- (2) 農業に関し学識経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は15人以内とする。

3 懇話会への参加者として対象とする期間（以下「対象期間」という。）は、市長から参加依頼を受けた日から2年とする。ただし、参加者に欠員が生じたときの後補充された参加者の対象期間は、前参加者の残りの対象期間とする。

なお、対象期間中に公募の参加者が欠員した場合の補充は行わないものとする。

### (会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、センターにおいて行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、センター所長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。